



消防団の組織概要

令和3年4月1日現在

都道府県名	香川県	所在地	〒760-8571
市町村名	高松市		香川県高松市一丁目8番15号
消防団事務所管	高松市消防局総務課	電話番号(直通)	087-861-2503
		FAX	087-861-2504
消防団名	高松市消防団	メールアドレス	soumu.119@city.takamatsu.lg.jp

組織	分団数	37	分団	ホームページURL	www.city.takamatu.kagawa.jp
	うち機能別分団数	1	分団	SNSアカウント	
	方面隊数	8	隊		
	部数	59	部		
	班数	0	班		
団員数	条例定数	1,710	人	【組織概要図】 	
	実員数	1,489	人		
	男性団員数	1,419	人		
	女性団員数	70	人		
	基本団員数	1,422	人		
	大規模災害団員数	0	人		
	その他の機能別団員数	67	人		
	職業構成別団員数	国家公務員	1		
地方公務員		84	人		
都道府県職員		8	人		
市区町村等職員		76	人		
特殊法人等公務員に準ずる職員		78	人		
農協職員		76	人		
日本郵政グループ		11	人		
その他		1,315	人		
ポンプ	普通消防ポンプ自動車	58	台		
	水槽付消防ポンプ自動車	2	台		
	小型動力ポンプ付積載車	46	台		
	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	2	台		
	手引き動力ポンプ	1	台		
消防団活動事例・PR等	消防団は、消防署と同様に市町村の消防機関の一つであり、その構成員である消防団員は、消防職員と同じ地方公務員です。消防局の職員が常勤の地方公務員であるのに対し、消防団員は普段は他に職業をもつ非常勤特別職の地方公務員であり、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動・地震や風水害といった大規模災害時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょ活動などに従事し、地域住民の生命や財産を守るために活躍しています。また、平常時においても、訓練のほか、応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動などに従事し、地域における消防力・防災力の向上において重要な役割を担っています。				
報酬	報酬額(階級:団員)	年額	32,400	円	
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円	
出動手当	火災	☆	円		
	風水害等の災害	☆	円		
	(参考)交付税単価	7,000	円/回		

※1:「消防団の組織概要等の調査」による
※2: 出動手当について、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。
もともと、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。
※3: 詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。